

協会けんぽの電子申請について

協会けんぽ電子申請

令和8年1月13日から、協会けんぽ独自のポータルサイトによる「電子申請サービス」が開始されます。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者(本人) ※被扶養者(一部申請に限る) ・社会保険労務士(申請者の委任状が必要) <p>※事業主は利用できません</p>
利用時間	平日8:00~21:00
対象書類	ほぼすべての書類に対応 (一部対応しないものは協会けんぽのHPでご確認ください)
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・システムチェックにより、記載漏れなどのミスが防げる ・郵送などにかかっていた手間、時間、費用が削減できる ・申請後の処理状況が確認できる

社労士にご依頼の際は、申請者の「委任状」が必要となります！

最低賃金・再確認



- A) 令和8年1月1日からの適用になります。給与計算期間をまたぐ場合は十分注意してください。
- B) 月給制や出来高・請負の方も対象です。時間額に換算後、最低賃金を上回っていることを確認してください。

<事務所より>

昨年は大変お世話になりました。
本年も、よろしくお願ひいたします。
今月の年金相談日は8、22、30日です。
ご迷惑をお掛けしますが、よろしくお願ひいたします。



詳しくは当事務所までお気軽にお問合せ下さい

えとう社会保険労務士・行政書士事務所

田村市船引町東部台三丁目43番地
<https://www.eto-srgs.com/>

☎ 0247-82-6265